

■平成 29 年度第 2 回八戸市子ども・子育て会議 議事録

【概 要】

日 時	平成 30 年 3 月 9 日 (金)
場 所	八戸市公民館 2 階 会議室 1
出席委員	<p>【出席】</p> <p>坂本 美洋 委員 福士 政子 委員 関川 幸子 委員 川村 暁子 委員 奥山 一夫 委員 平間 恵美 委員 木村 喜久子 委員 風穴 雄亮 委員 椛沢 早苗 委員 根城 隆幸 委員 田頭 初美 委員 出町 昌子 委員 田中 正子 委員 小池 智彦 委員</p> <p style="text-align: right;">以上 14 名出席</p> <p>【欠席】</p> <p>田名部 智之 委員 荒谷 美由紀 委員 中里 雅恵 委員 笹 常春 委員</p> <p style="text-align: right;">以上 4 名欠席</p>
事務局	<p>福 祉 部：加賀福祉部長兼福祉事務所長、豊川福祉部次長</p> <p>こども未来課：出河課長、野田副参事（企画育成 G L）、森林副参事（認可監査 G L）、 山野下主幹、柏原主幹、町屋主査、加藤主査、清川主査、高橋主事、 尾崎主事</p> <p>子育て支援課：工藤課長</p>
議 事	<p>(1) 教育・保育施設の認可について</p> <p>(2) 平成 30 年度の教育・保育施設の利用定員について</p> <p>(3) 子ども・子育て支援事業計画の見直し（最終案）について</p> <p>(4) 平成 30 年度八戸市子ども・子育て会議開催日程（案）について</p>
結果概要	<p>上記議事について説明し、出席委員全員の了承を得た。</p> <p>(以下、議事詳細)</p>

【議 事】

司 会

それでは、会議に入ります。
当会議条例第7条により、会議の議長は、会長が務めることとなっております。
坂本会長に、御挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いします。

会 長

《会長あいさつ》

会 長

それでは議事に入ります。皆様の御協力をいただきまして、円滑に議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日の1つ目の議事でございます「教育・保育施設の認可について」事務局より説明願います。

事務局

《資料に基づき説明》

会 長

ただ今の説明に対し、御質問、御意見等ございませんか。

《質問等なし》

会 長

それでは、事務局(案)について、承認ということよろしいですか。

(委員各位からの承認)

会 長

では、続きまして、2つ目の議事でございます、「平成30年度の教育・保育施設の利用定員について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局

《資料に基づき説明》

会 長

ただ今の説明に対し、御質問、御意見等ございませんか。

《質問等なし》

会 長

それでは、事務局(案)について、承認ということよろしいですか。

(委員各位からの承認)

会 長

では、続きまして、3つ目の議事でございます、「子ども・子育て支援事業計画の見

直し（最終案）について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 《資料に基づき説明》

会 長 ただ今の説明に対し、御質問、御意見等ございませんか。

 《質問等なし》

会 長 それでは、事務局(案)について、承認ということよろしいですか。

 (委員各位からの承認)

会 長 では、続きまして、4つ目の議事でございます、「平成30年度八戸市子ども・子育て会議開催日程(案)について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 《資料に基づき説明》

会 長 ただ今の説明に対し、御質問、御意見等ございませんか。

 《質問等なし》

会 長 それでは、この日程で進めたいと思いますのでよろしく申し上げます。

 (委員各位からの承認)

会 長 それでは、本日、予定していました議案については以上となります。
これをもちまして議事を終了いたします。
御協力ありがとうございました。

----- (議事終了後) -----

事務局 続きまして、その他の案件でございます、「八戸市保育施設整備計画について」事務局より説明いたします。

 《資料に基づき説明》

事務局 ただ今の説明に対し、御質問、御意見等ございませんか。

《質問等なし》

事務局 次に「幼児教育の段階的無償化による保育料の改定について」事務局より説明いたします。

《資料に基づき説明》

事務局 ただ今の説明に対し、御質問、御意見等ございませんか。

《質問等なし》

事務局 次に「育児休業事由による支給認定有効期間の変更について」事務局より説明いたします。

《資料に基づき説明》

事務局 ただ今の説明に対し、御質問、御意見等ございませんか。

《質問等なし》

事務局 次に「八戸市保育士修学資金貸与条例（案）の制定について」事務局より説明いたします。

《資料に基づき説明》

事務局 ただ今の説明に対し、御質問、御意見等ございませんか。

委 員 返還となった場合、利息は生じますか。

事務局 元金のみ返還となります。

委 員 5年以上で全額免除ということですが、5年連続で勤務しなければなりませんか。

事務局 必ずしも同じ施設で5年勤務ということではなく、通算で5年間の勤務が必要となります。ただし、退職した場合は、1年以内に再就職していただく必要があります。

委 員 何名まで利用できますか。

事務局	5名までとしております。
委員	保育所等に含まれる対象施設はどこになりますか。
事務局	認可保育所、認定こども園が対象となり、幼稚園は対象外となります。
委員	幼稚園においても教員不足があり、幼児教育の提供に支障が出るのではと危惧するところもありますので、幼稚園も今後の考えの中に入れていただければありがたいと思います。
委員	養成施設において申請を受付するとありますが、高校にもこの情報を提供していただきたいと思います。大学入学前にこのような制度があることを知れば、挑戦しようとする方もいると思いますので。
委員	貸与の月額が4万円とありますが、年間48万円で大学の授業料が賄えるとの考えですか。また、従事期間は何故5年なのでしょう。
事務局	市の一般奨学金が月額4万円と設定されておりますことから、月額4万円と設定したものでございます。大学の授業料はもう少しかかるとは思いますが、ふるさと寄附金を財源としていることもあり、財源もある程度限られております。従事期間につきましては、青森県で実施している同様の事業において、従事期間が5年間となっておりますことから、5年間に設定したものでございます。
委員	保育士の確保と限定されていますが、幼稚園教諭は対象にならないのでしょうか。
事務局	保育士に限定している理由は、保育士を養成して入所待ち児童の解消に繋げていきたいというのが、第一の狙いでございます。2月1日時点で入所待ち児童数が218人となっており、大半が0・1歳児となっておりますことから、今回は保育士を対象としたものでございます。
委員	10月まで入金にならないが、もっと早く執行できないものですか。また、返還できないときの対策はありますか。
事務局	在学していることを確認した上で入金したいという考え方ですので、途中で辞めているのに支給したということがないように半期ごととしております。返還については病気などを理由に就労できないような状況の場合には、返還免除の制度も設けております。

委員

対象者について、保護者の所得要件はありますか。

事務局

八戸短期大学に推薦を任せておりますので、保護者の所得に関しても学校側で見てもらえると考えております。

事務局

次に「使用済みおむつの取扱いに関する結果について」事務局より説明いたします。

《資料に基づき説明》

ただ今の説明に対し、御質問、御意見等ございませんか。

《質問等なし》

事務局

委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

保育料について、所得が多くなり上の階層になると、第1子・2子・3子の保育料が一度に高くなり、負担が増えます。特に第3子以降の所得の制限をなくすことはできないかということ要望したいと思います。第3子以降に違う形でも手当てが出るようなことになれば、第3子を産もうと思うようになり、少子化の対策にもなるのかなと思います。

委員

保育園や幼稚園に行っている段階では、両親で働くことができ、子どもも安心して預けられるが、小学校に入ると、朝は遅い、帰りも早いということになります。そのときに、多分、母親の就労形態が変わる状況になるかと思いますが、そこに対しての手立てを考えていただきたいと思います。

委員

八戸版のネウボラについて、この会議でネウボラの中身を審議したりするのでしょうか。それとも、中身とか構造とか概要について、庁内で出来上がったものを諮るのでしょうか。

事務局

担当課は健康づくり推進課になっておりまして、庁内で形作っていくこととなりますので、この会議で一から作っていくものではございません。いろいろな団体から幅広い知見をもった皆様がいるということで、この会議で審議したいということとなったものでございます。医療関係、保健所関係の委員が少ない状況ですので、専門委員という形で入っていただき、審議をお願いすることになると思います。

事務局

委員の皆様から他に何かございませんか。

事務局

ないようですので、これをもちまして、本日の会議を終了いたします。
長時間にわたり、ありがとうございました。